

令和5年度 第3回金沢市入札制度評価委員会の審議概要

開催日及び場所	令和5年11月24日(金) 金沢市第一本庁舎7階 第1委員会室		
委員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 栗田 真人(弁護士) 委員 深田 宰史(金沢大学教授) 委員 本間 学(金沢大学准教授) 委員 西村 督(金沢工業大学教授) 委員 古谷 まゆみ(公認会計士)		
次第	1 開会 2 審議案件 (1) 工事等に係る入札・契約手続きの運用状況等について ア 令和5年4月1日から令和5年10月31日までに係る本市発注工事 及び工事関連委託業務の結果について イ 入札参加資格停止の運用状況及び談合情報への対応状況について (2) 工事成績評点の入札参加資格要件での活用について (3) 変動型最低制限価格制度の試行状況について (4) 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について (令和5年4月1日から令和5年9月30日) 4 閉会		
抽出案件	5件		
工事	制約付き一般競争入札	2件	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度 臨海(第六分区)下水道管築造工事(13-1工区) 令和5年度 城北水質管理センター第2水処理滅菌棟電気設備更新工事
	随意契約	1件	<ul style="list-style-type: none"> 東斎場火葬炉耐火煉瓦積替修繕工事(5, 6号炉)
委託	制約付き一般競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> 小立野5丁目地内急傾斜地対策に伴う詳細設計業務委託
	指名競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度 城北水質管理センター第1水処理施設塩素混和池棟解体工事 実施設計業務委託
審議内容	別紙のとおり		
委員会による報告 又は意見の具申	令和5年度第2四半期の発注工事等に係る入札・契約手続きの運用については、適正に行われていると判断する。		

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
 金沢市総務局監理課 工事契約係
 電話:076-220-2101

委員からの意見は、概ね次のとおりであった。

工事及び委託業務の業者選考等が適正に行われていることを確認した。
 今後とも国や県・中核市等の動向を注視し、制度の検証を進めるとともに、随時適切に対応してほしい。
 変動型の最低制限価格制度については、本市においては、現時点で顕著な不具合は現れていないものの、同制度には未だ潜在的な課題がある可能性があり、引き続き適宜その検証を進め、今後もその検証結果について報告してほしい。

意見の詳細は、次のとおり。

質 疑 ・ 意 見	応 答
<p>1 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について</p> <p>令和5年度 臨海（第六分区）下水道管築造工事（13-1工区）</p> <p>○ 最大9者参加可能と想定していたが、参加者が3者と少ない理由は、 また、参加した3者のうち、1者は辞退、1者は予定価格同額で応札しているが、落札者は低い金額で応札している。その理由として考えられることは何か。</p> <p>令和5年度 城北水質管理センター第2水処理減菌棟電気設備更新工事</p> <p>○ 参加者が1者のみであり、予定価格に近い金額での応札となっているが、その理由として考えられることは何か。</p> <p>東斎場火葬炉耐火煉瓦積替修繕工事（5，6号炉）</p> <p>○ 随意契約の案件としては落札率が低い、その理由として考えられることは何か。</p> <p>小立野5丁目地内急傾斜地対策に伴う詳細設計業務委託</p> <p>○ 応札者は13者と多いが、応札者の多くが予定価格に近い金額で応札しており、高い落札率となっているが、その要因として考えられることは何か。</p> <p>令和5年度 城北水質管理センター第1水処理施設塩素混和池棟解体工事実施設計業務委託</p> <p>○ 本案件は指名競争入札で行っており、指名業者を選考した理由が「円滑に業務を履行できる」とあるが、結果は6者中5者が辞退しており、選考業者は全てBランクの業者となっている。Aランクの業者は選考しなかった理由は何か。</p>	<p>・ 参加者が少ない要因としては、本工事の施工箇所は、地下水が高く軟弱な地盤のため、掘削の際の水替工等に多くの手間がかかるほか、開発行為においては、その進捗に合わせて工事を行うため、開発業者との綿密な工程調整が必要になるなどの施工条件が影響したものと推察される。 また、落札者については、施工箇所の近くに事業所があり、地域的なメリットがあることなどから、受注意欲が高かったものと推察している。</p> <p>・ 本工事は、既設の設備を運用して下水の処理を実際に行いながら施工するため、高い技術力が求められることに加え、全国的に下水道施設の老朽化が進んでおり、こうした設備等の更新工事が多く行われていることを背景として、技術者が不足していることなどが、1者のみの参加及び予定価格に近い金額での応札の要因ではないかと推察している。</p> <p>随意契約においては、基本的に当該相手方から設計に際し見積もりを徴取することとなるため、事業者は予定価格をある程度推測することが可能となり、高落札率となる傾向にあるが、一方で、見積りには共通仮設費や現場管理費といった間接経費や諸経費が含まれていないこと、随意契約では予定価格が非公表であることなどが、予定価格との金額の差に表れたのではないかと推察される。</p> <p>・ 本業務は、急傾斜地の対策として、斜面が30メートル、延長が400メートルの広い範囲にわたる、通常より大きい規模の案件である。本業務と並行し進めている測量や土質調査の結果も踏まえ、範囲を複数に分割して工法検討する必要があることから、事業者において通常より制約が多いと判断した結果、予定価格に近い金額での応札になったものと推察している。</p> <p>・ 指名競争入札を行う際には、業務内容を考慮した上で、登録業者に可能な限り均等に入札機会を提供することを基本としている。本案件は企業局において、今年度2件目の建築コンサルタント業務であり、先の案件ではAランクを4者、Bランクを4者指名している。一方、本案件については、発注金額の規模が小さく、設計内容も比較的容易であることを踏まえ、先の案件で指名した8者を除いた上で、事業所が比較的現場に近いBランクの6者を指名したものである。</p>